

時間外労働の上限規制について

○ 労基法による定め

労基法による労働時間

- ・ 1日8時間
- ・ 1週40時間
- ※毎週1回休日

労働者に残業・休日労働をさせるには...

- ・ 労使協定（36協定）の締結
- ・ 所轄労働基準監督署への届出が必要

36協定

- ・ 時間外労働の業務や種類
- ・ 時間外労働の上限 等
- 【月45時間・年360時間】

○ 時間外労働の罰則付き上限規制（2019年4月～大企業：2020年4月～中小企業）

大臣告示から法改正へ

時間外労働の上限（原則）

- ・ 原則月45時間・年360時間（臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができない）

臨時的な特別の事情があり、労使が合意する場合の上限（特別条項）

- a 時間外労働年720時間以内
- b 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- c 時間外労働と休日労働の合計について、複数月平均1月当たり80時間以内
- d 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度

罰 則

- ・ 6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されるおそれ

36協定締結の際、「臨時的な特別の事情」が発生することを勘案した届出が必要。
⇒締結無しに限度時間を越えた労働はさせられない。
・ 限度時間内・様式第9号
・ 限度時間超過・様式第9号の2

※臨時的な特別の事情とは？・・・通常予見することのできない業務量の大幅な増加など、臨時的な特別の事情。
(・ 予算、決算業務 ・ ボーナス商戦に伴う業務の繁忙 ・ 納期のひっ迫等)

○ トラックドライバーの労働時間

- ・ 現行の改善基準告示を適用（5年間猶予）
- ・ 2024年4月1日以降は年960時間、上記b～cは適用除外

猶予期間中に計画的な準備が必要！

※ 2023年4月1日には月60時間超の時間外労働に対する割増賃金は50%以上となる。

